

T&M通信

～税務と経営～

● 今月の経営チェックポイント

- 平成 28 年分所得税確定申告・納税の開始です。(2月16日(水)～3月15日(水)まで)
※振替納税をご利用の方は、4月20日(木)が振替日になります。
- 平成 28 年分贈与税申告・納税の開始です。(2月1日(水)～3月15日(水)まで)
- 個人事業者の平成 28 年分消費税・地方消費税の確定申告・納税の開始です。
(3月31日(金)まで)
※振替納税をご利用の方は、4月25日(火)が振替日になります。
- 固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付期限月です。(2月28日(火)まで)
- 2月、3月決算法人の方は、賞与等決算の対策の準備をして下さい。
- 今月の祝日は、11日(土)が建国記念の日です。

● 着眼点

なぜかタイビジネス

税理士 田中彰

最近「タイでビジネスを成功させるためのポイント」と題する講座を受講しました。緊急にそれを必要とする事態が起こったわけではありませんが、中小企業でも近い将来海外とりわけ近隣諸国との取引機会が増えるだろうと思ったことや息子の嫁がタイ通とのことでタイに興味を抱いたからです。

ご存知のように日本ではこの先若年者の労働力が減少し、このままでは経済力の減退・社会保障の崩壊も予測されます。特に建築業界や医業介護業界での労働力不足は深刻で、タイを初め東南アジア諸国からの労働力移入も期待される所です。私たち会計事務所業界にもアジア諸国の女性が勤務し、彼女らが日本と自国とのビジネスの橋渡しにもなっているという波が来ています。

販路拡大の視点からタイを見ますと、東京を起点とし、韓国、朝鮮民主主義人民共和国、中国、ベトナム、カンボジア、タイ、ミャンマー、インド、バングラデシュ、パキスタン、アフガニスタン、トルコに至るアジアハイウェイ1号線とインドネシアのバリ州からシンガポール、マレーシア、タイ、ミャンマー、インド、バングラデシュ、ネパール、パキスタン、イランのケルマーンシャー州に至るアジアハイウェイ2号線がタイのバンコクで合流するという陸物流の重要拠点になっています。

アセアン諸国の人口は6億2千万人で世界の総人口の8.7%ですが、そのうちタイの人口は約6866万人で、アセアン諸国第4位の人口ながらバンコク圏内の人口は1500万人を超えており世界有数の大都市圏を形成しています。タイ進出企業の業種は製造業とサービス業がほとんどですが、サービス業のうち近年では飲食店の進出が多く、企業の規模別では中小企業や個人事業者が増加傾向にあるとのことです。

海外に目を向けるとビジネスの新たな可能性が見つかる気がしますし、そのためには実際に行ってみたくもなります。皆様方から海外進出や外国人の受入れのご相談を受けた時には少しでもお力になればと思います。タイビジネスのコンサルタント中島奉文氏の講義を参考にさせて頂きました。

● 65歳超雇用推進助成金について

高齢者雇用安定法において、定年を定める場合、60歳を下回ることはできず、65歳までの雇用を確保する為、希望者全員を対象とした継続雇用制度の導入が義務付けられています（個々の労働者との雇用義務ではありません）。下記のいずれかの制度を導入した事業所に助成金が支給されます。

- (1) 65歳以上への定年の引上げ 100万円
- (2) 定年の定め廃止 120万円
- (3) 希望者全員を66歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度の導入 60万円
- (4) 希望者是認を70歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度の導入 80万円

1年以上継続雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者がいらっしゃる事業所で、受給できる可能性がありますので、ご興味のある方はぜひお問い合わせ下さい。

(文責 渡辺 晶子)

● 備えの大切さ

先日、子供が急に大量の嘔吐をしました。子供は場所を選ばず嘔吐しますので、食卓のカーペット上でのことでした。結果的には感染性の胃腸炎でしたが、ノロウイルスの可能性も考えて緊張いたしました。

皆様、ご存知のことと思いますが、ノロウイルスは二次感染に注意が必要です。下痢等の症状がなくなっても、1ヶ月程度ウイルスの排泄が続くことがあり、嘔吐物等で汚染されたカーペットから12日以上後で感染が起きた事例もあるそうです。

対応は、85℃以上での1分以上の加熱や次亜塩素酸ナトリウムを含む塩素系漂白剤などを使用しなければならないとされ、使い捨てのエプロン・マスク・手袋を着用し、嘔吐物等をペーパータオル等で静かに拭き取り、使用した物は、ビニール袋に密閉して漂白剤を浸しての廃棄が望ましいとのこと。

「慎重に！」と思いましたが、子供のケアと後片付けを一人で行うのは困難でした。

1、エプロン・手袋・マスク・消毒液・ペーパータオル・大きなゴミ袋等、使用する物を一まとめにして常備しておく

2、布団、畳への嘔吐は対応が困難なため、シーツの下にレジャーシートを敷くなど、防水対応のできるものを準備しておく。

3、保育園で聞いた話ですが、カーペット等の敷物は、そのままゴミ袋に密封して捨てるそうです。育児・介護等の期間は、割り切って捨てられるような物を使用するのも有効です。

情報として持っけていても、実際に行うのは難しく、良い教訓となりました。

感染症のニュースを耳にする機会の多い季節ですが、皆様どうぞお気をつけくださいませ。

(文責 井上 友佳子)

● 所得税・贈与税確定申告について

今年も確定申告の時期になりました。

今年の申告書提出・納付期限は次のとおりです。

所得税 平成29年2月16日(木) ～ 3月15日(水)

消費税・地方消費税 平成29年1月4日(水) ～ 3月31日(金)

贈与税 平成29年2月1日(水) ～ 3月15日(水)

*所得税の還付申告は2月16日以前でも提出できます。

◆外貨預金の為替差益に気をつけましょう！

外貨預金を解約した時に為替差益が出た場合は、雑所得として申告しなければなりません。逆に為替差損の場合は確定申告は不要です。ただし、他の所得との損益通算はできませんが、他の雑所得がある場合はその雑所得との相殺はできます。外貨預金をお持ちの方はお気をつけください。

(文責 田中 恵子)